

## 審 議 資 料

個人情報保護に配慮した市の施設等に設置する防犯カメラの運用等の遵守事項について

### 1.背 景

- 事件捜査のため、防犯カメラの記録画像が活用されるケースが全国的に増加している。
- 特定の個人が認識できる防犯カメラの記録画像は個人情報にあたり、防犯カメラの必要性は認めながらも、プライバシーの保護に関する懸念がある。
- 防犯カメラに撮影された個人の画像など個人情報の漏えいや個人の権利利害侵害の防止を図るため、市個人情報保護条例の趣旨を踏まえた統一的な運用が必要である。
- 市の防犯カメラの設置・運用につき遵守事項を定め、適正な個人情報の保護を図る。

### 2.適用の範囲

- 市の施設等に常設される防犯カメラ及び画像
  - ・ 「市の施設等」とは、市が設置、又は管理する施設（指定管理施設を含む）
  - ・ 「常設」とは、特定の場所に継続的に設置されている。
  - ・ 「防犯カメラ」とは、画像を撮影する装置で、録画装置を備えているもの。
  - ・ 「画像」とは、特定の個人が認識できるもの。

### 3.遵守すべき事項

#### （１）設置について

- ・ 設 置：設置目的を明確にすること。
- ・ 台 数：目的を達成するために必要な最小限の台数とすること。
- ・ 撮影範囲：目的を達成するために必要な最小限の撮影範囲となるようにすること。
- ・ 表 示：出入口等に防犯カメラ設置の旨を表示すること。

#### （２）適正な管理、運用体制について

- ・ 防犯カメラの運用及び画像の適正な管理に係る責任者を置く。（管理運用責任者）
- ・ 管理運用責任者は、防犯カメラの利用する部署の課長職とする。
- ・ 管理運用責任者は、防犯カメラの運用に関し、常に適正に行われるよう業務を管理する。
- ・ 管理運用責任者の下、運用を配下の職員に担当させることができる。

(3) 画像及び記録媒体の管理について

- ・施錠できる位置や場所に設置・保管し、盗難や紛失の防止に努める。
- ・画像の保存期間は30日以内。
- ・画像の加工・不要な複写を禁止。
- ・上書きによる消去・確実な破砕等の処分が必須。

(4) 目的以外での画像の閲覧、提供について

①以下の場合を除き禁止

- ・本人同意あり、または本人への提供。
- ・刑事訴訟法に基づく捜査機関からの要請。
- ・その他法令に基づく照会や要請。
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合。

②画像の閲覧または提供を行う場合は、管理運用責任者又は運用担当職員の立会が必須。

(5) 施設管理受託者等の義務について

- ・防犯カメラの管理等を指定管理者又は施設管理業務受託者に行わせる場合は、市と同様の遵守すべき事項の義務付け。

(6) 苦情の処理

- ・画像の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

## 《参考》

### 【市の施設等設置している防犯カメラ状況】

施設	台数	主な設置場所
市役所	26台	室内、玄関、駐車場
消防本部	6台	室内、玄関、車庫
消防大曲出張所	2台	玄関、車庫
消防西の出張所	1台	玄関
エルフィンパーク	15台	パーク内
芸術文化ホール・図書館	16台	ホール、館内、駐車場
広葉交流センター	2台	玄関、グランド
ふれあい学習センター	7台	館内、玄関
総合体育館	9台	館内、駐車場
合計	84台	